

第 46 期

定時株主総会 招集ご通知

Helios Techno



開催
日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時

開催
場所

東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について】

本株主総会にご出席の株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる予定ではございますが、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことをお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。また、株主様との懇親会もございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

証券コード：6927

証券コード：6927
2022年6月6日

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表取締役社長 佐藤 良久

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋3-6-2
日本橋フロント6F AP日本橋
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.heliostec-hd.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
なお、上記書類は、本招集ご通知に添付した他の書類と共に、会計監査人または監査役の監査対象となっております。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセス頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
電話 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

<機関投資家の皆様へ>

機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。よって当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額145,059,672円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="828 163 1353 314">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="768 353 817 379">附則</p> <p data-bbox="768 384 1353 601">1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="768 606 1353 697">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="768 701 1353 792">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	さとう よしひさ 佐藤 良久 (1961年3月10日生)	2009年7月 ナカンテクノ株式会社入社 同社取締役社長就任 2010年1月 同社代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 当社取締役就任 2016年10月 株式会社リードテック代表取締役会長就任 2018年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2022年5月 株式会社リードテック代表取締役会長就任（現任）	65,139株	なし
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社及び当社グループの取締役を歴任し、主として液晶関連の製造装置事業を管掌しております。長年に亘る経営者としての豊富な経験と技術的な見識を含め幅広い知見を有しており、今後の当社及び当社グループの企業価値向上につながる中期計画の推進及び当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	あきば やすし 秋葉 泰 (1967年9月3日生)	2011年8月 ナカンテクノ株式会社入社 2012年5月 同社取締役管理部部長就任 2016年10月 株式会社リードテック監査役就任 2019年5月 当社統括管理部部長就任 2019年6月 当社取締役統括管理部部長就任 2020年6月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2020年12月 当社常務取締役事業企画開発室室長就任 2021年5月 ナカンテクノ株式会社取締役社長室室長就任 2021年11月 当社常務取締役事業企画開発室室長兼統括管理部部長就任 2022年5月 当社常務取締役社長室室長兼統括管理部部長就任 (現任) 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任 (現任)	39,066株	なし
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループの取締役を歴任し、主として管理部門を管掌しております。長年に亘る経営管理全般の豊富な経験及び幅広い知見を有しており、当社及び当社グループの経営に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
3	なぐら けいた 名倉 啓太 (1971年1月11日生)	1998年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会所属) 淀屋橋合同法律事務所 (現 弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所 (現任) 2002年2月 第一東京弁護士会に登録換 2017年6月 株式会社マイスターエンジニアリング 監査役就任 2020年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年3月 DIC株式会社監査役就任 (現任)	一株	なし
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての豊富な知見と経験を有しており、企業法務に精通する専門家としての見地から、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	きのした れいこ 木下 玲子 (1964年7月3日生)	1987年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 リーマン・ブラザーズ証券会社 ヴァイス・プレジデント就任 2002年11月 株式会社東京スター銀行シニア・ヴァイス・プレジデント就任 2005年7月 エスピーアイ・キャピタル株式会社 （現 SBIキャピタル株式会社） 取締役執行役員常務就任 2006年1月 SBI債権回収サービス株式会社 代表取締役COO就任 2006年6月 SBIキャピタルソリューションズ株式会社（現 アドミラルキャピタル株式会社） 代表取締役就任（現任） 2007年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務就任 2008年7月 SBIレセプト株式会社代表取締役就任 2011年5月 株式会社Doフィナンシャルサービス 代表取締役就任（現任） 2018年6月 東日本信販株式会社代表取締役就任（現任） 2020年6月 当社取締役就任（現任） 2021年2月 株式会社ユニーフाइナンス 代表取締役就任（現任） 2022年5月 フェニックス電機株式会社取締役就任（現任）	一株	なし
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 同氏は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と金融及び投資の専門家としての見地から、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を担っていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>				

- (注) 1. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社と名倉啓太氏及び木下玲子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。名倉啓太及び木下玲子の両氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
 なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 木下玲子氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
5. 名倉啓太及び木下玲子の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって2年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
やぎ たけ ひこ 八木竹彦 (1947年8月27日生)	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 2002年4月 川重防災工業株式会社監査室長就任 2003年7月 同社常勤監査役就任 2007年7月 エア・ウォーター株式会社 監査室部長就任 2012年8月 ナカンテクノ株式会社監査役就任 (現任) 2020年5月 株式会社リードテック監査役就任 (現任)	一株	なし

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

同氏は、監査役としての豊富な経験を有しており、その経験を当社の監査に活かすことができると判断し、引き続き社外監査役の補欠監査役候補者としております。

- (注) 1. 八木竹彦氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。
2. 八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の定めに基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、八木竹彦氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該契約の内容の概要は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
4. 当社は、八木竹彦氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化するなか、ワクチン接種の普及や政府による景気対策により、経済活動は緩やかな回復基調にあるものの、変異株による感染リスクの再拡大や新規感染者数の高止まり傾向から、いまだ収束時期を見通すまでには至らず、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

また、当社グループの主要マーケットである中国を中心としたアジア市場においても、経済活動は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染の再拡大に加え、ウクライナ情勢の緊迫、世界的な半導体不足、米中の通商問題が長期化するなど不安材料も多く、景気回復のスピードは鈍化しており、先行き不透明な状況が継続しております。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、89億52百万円（前期は80億79百万円）となり、営業利益は5億19百万円（前期は営業利益5億45百万円）、経常利益は5億77百万円（前期は経常利益6億30百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億14百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億91百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において増減額及び前期比（%）を記載せずに説明しております。

セグメント別の業績は、次のとおりとなります。各金額については、セグメント間の内部取引を含んだ金額を記載しております。

① ランプ事業

ランプ事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるなか、一般照明用ランプは概ね想定した出荷数を確保できたものの、産業用ランプの主力製品である露光装置用光源ユニット用ランプは、営業活動の制限や他社製品が参入してくるなどの影響により出荷数が想定を下回る結果となり、厳しい状況で推移しました。

なお、産業用LEDについては、各種検査機器・セキュリティ機器をはじめ、幅広い産業分野での光源としての活用が期待され、引き続き各企業と実用化を進めており、将来の事業の柱となるよう全社を挙げて取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は24億59百万円（前期は29億98百万円）、セグメント利益は42百万円（前期はセグメント利益2億59百万円）となりました。

② 製造装置事業

製造装置事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、海外での営業活動や立上げ作業が制限され、出荷にも遅れが生じた一方で、新型コロナウイルス感染症対策に伴うテレワーク、外出自粛による巣ごもり需要等により、液晶パネルの需要の高止まりに伴う設備投資が引き続き旺盛となっております。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は65億10百万円（前期は50億93百万円）、セグメント利益は8億42百万円（前期はセグメント利益6億78百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1億13百万円であり、ランプ事業53百万円、製造装置事業58百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の機動性及び安定性を目的として、取引金融機関5行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におきましては、当該契約に基づく融資実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第43期 2019年3月期	第44期 2020年3月期	第45期 2021年3月期	第46期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高	23,090	13,996	8,079	8,952
経 常 利 益	2,371	369	630	577
親会社株主に帰属する当期純利益	1,788	575	391	414
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	98円80銭	31円79銭	21円62銭	22円87銭
純 資 産	12,634	12,621	13,021	13,422
総 資 産	18,207	14,609	15,040	15,629
1 株 当 た り 純 資 産 額	698円11銭	697円03銭	718円67銭	740円24銭

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
フェニックス電機株式会社	90百万円	100.0%	露光装置用光源ユニット、プロジェクター用ランプ、産業用LED、ハロゲンランプ、一般照明等の製造・販売
ナカンテクノ株式会社	490百万円	100.0%	液晶製造配向膜印刷装置等の産業機器の製造・販売
株式会社ルクス	30百万円	100.0% (100.0%)	各種照明用ランプ及び電気照明器具の販売
株式会社リードテック	20百万円	100.0% (100.0%)	各種製造機械設備の設計、製作及び販売

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループの中核事業を営むフェニックス電機株式会社及びナカンテクノ株式会社は、自主的経営の下でそれぞれの事業の拡大と採算性の向上を図るとともに、互いの技術力を生かしてシナジー効果を発揮してまいります。

① フェニックス電機株式会社

露光装置及び光源の拡販、採算性の向上に努める一方、紫外線・赤外線LEDの特性を生かした新たな光源開発を推し進め、幅広い産業分野への提案を図ってまいります。

② ナカンテクノ株式会社

インクジェット印刷の開発に取り組み、従来とは異なる業種、異なる材料へのインクジェット印刷機の納入が進んでおります。引き続き幅広い業種における多くの生産用途に適合するインクジェット印刷技術の開発を行い、「塗布技術（曲面）」と「Color化技術」の開発に注力し、より付加価値の高いパネルへの対応が可能となる優れた装置開発を進めてまいります。

また、半導体関連部材の販売を進め、半導体ウエハー研磨工程で使用する装置の納入に向け開発機の製作に注力してまいります。

③ 共通課題

フェニックス電機株式会社の光源技術、ナカンテクノ株式会社の装置技術・販売力を合わせ、シナジー効果が発揮できる新規事業を開拓してまいります。

また、ランプ事業及び製造装置事業のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染拡大等の外的要因により、売上高の減少や感染者の発生による稼働率の低下等の経営環境に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあります。

このような事態を防ぐためにも、取引先様、従業員の安全を最優先に感染予防対策の徹底等を推進してまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、産業用ランプ、一般照明用ハロゲンランプ、及びLEDランプの製造販売を主たる事業とする「ランプ事業」、配向膜印刷装置、特殊印刷機、UV露光装置光源ユニット、及び検査・計測装置等の製造販売を主たる事業とする「製造装置事業」の2事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	本社	東京都中央区
フェニックス電機株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
ナカンテクノ株式会社	本社・工場	千葉県佐倉市
	厚木営業所	神奈川県厚木市
株式会社ルクス	本社	兵庫県姫路市
	東京営業所	東京都港区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
株式会社リードテック	本社・工場	福島県いわき市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
289名	2名減

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマー・契約社員）、嘱託社員及び派遣社員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	3名増	48.1才	1.9年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	101,706千円
株式会社山陰合同銀行	100,000千円
株式会社東邦銀行	81,096千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,806,900株 (自己株式4,674,441株を含む)
 (3) 株主数 15,520名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,080,300株	11.47%
加 賀 電 子 株 式 会 社	881,000	4.85
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	467,500	2.57
須 々 田 純	459,200	2.53
竹 中 隆	450,893	2.48
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	225,000	1.24
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	222,000	1.22
INTERACTIVE BROKERS LLC	202,100	1.11
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE B ANKING DIVISION CLIENT A/ C 8028-394841	188,400	1.03
細 川 陽 介	166,000	0.91

(注) 当社は自己株式4,674,441株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2021年6月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬の支給を決議し、2021年7月20日に自己株式の処分により交付しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く。)	13,473株	3名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(6) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 良久	ナカンテクノ株式会社代表取締役社長
常務取締役	秋葉 泰	当社事業企画開発室室長兼統括管理部部長 ナカンテクノ株式会社取締役社長室室長
取 締 役	田原 廣哉	フェニックス電機株式会社代表取締役社長 株式会社ルクス代表取締役社長
取 締 役	名倉 啓太	弁護士 D I C株式会社監査役
取 締 役	木下 玲子	アドミラルキャピタル株式会社代表取締役 株式会社D○フィナンシャルサービス代表取締役 東日本信販株式会社代表取締役 株式会社ユニファイナンス代表取締役
常勤監査役	鬼塚 達哉	
監 査 役	上道 俊和	フェニックス電機株式会社監査役 株式会社ルクス監査役
監 査 役	四宮 章夫	弁護士

- (注) 1. 取締役有賀修二氏は2021年6月22日開催の第45期定時株主総会終結のときをもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役名倉啓太及び取締役木下玲子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役上道俊和及び監査役四宮章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役鬼塚達哉氏は、金融機関や当社グループの取締役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役上道俊和氏は、上場会社子会社代表取締役及び監査役の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役木下玲子及び社外監査役上道俊和の両氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月24日開催の第39期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役田原廣哉氏、名倉啓太氏、木下玲子氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容は以下のとおりであります。

当該契約の被保険者は、当社及び当社グループの全ての取締役、監査役であり、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金（保険約款に基づく免責事由に該当するものを除く。）を填補することとし、その保険料はそれぞれの会社が全額負担しております。

被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位・責任に相応しい適正な水準とし、当社グループの業績および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、かつ株主の皆様と価値を共有する内容であることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く。）については、基本報酬及び業績連動報酬からなる金銭報酬、並びに譲渡制限付株式報酬からなる非金銭報酬で構成することとし、社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

金銭報酬は、各取締役の役位・責任に応じた固定額である基本報酬と、会社の収益状況を示す連結営業利益（当連結会計年度は519百万円）を指標とし、当該指標に役位・責任に応じた料率を乗じて算定する業績連動報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役会にて審議し決定しております。なお、グループ会社の取締役を兼任し、当社と責任限定契約を締結する取締役の報酬は、兼任先グループ会社の基準による基本報酬と、兼任先グループ会社の連結営業利益を指標にした業績連動報酬であり、兼任先グループ会社より支給しております。

金銭報酬の支給にあたっては、総額を12等分した金額を定時株主総会の翌月から毎月支給しております。

譲渡制限付株式報酬は、株主の皆様との更なる価値共有を企図したものであり、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、支給に関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値で計算した株式数の付与のための金銭債権を支給し、その全額を現物出資財産として払い込みすることで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を踏まえ、監査役が参加する取締役会で審議のうえ決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額2億40百万円（うち社外取締役年額20百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬は、2019年6月21日開催の第43期定時株主総会において、年額30百万円かつ5万株以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	98,113 (12,519)	67,519 (12,519)	26,177 (-)	4,416 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27,960 (13,080)	27,960 (13,080)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 上記には、2021年6月22日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の報酬等を含み、基本報酬・業績連動報酬については、グループ会社の取締役を兼務する取締役1名を含んでおりません。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	名 倉 啓 太	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、弁護士として企業法務に精通する専門家としての見地から、必要に応じ、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの意思決定や業務執行への適切な監督機能を発揮されております。
取 締 役	木 下 玲 子	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び金融・投資の専門家としての見地から、議案・審議等につき適宜発言を行い、当社及び当社グループの経営に資する助言や提言等を含む監督機能を発揮されております。
監 査 役	上 道 俊 和	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監 査 役	四 宮 章 夫	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

- ⑤ 社外役員の意見により、決定された事業方針又はその他の事項の変更
該当事項はありません。
- ⑥ 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ⑦ 社外役員の報酬等の額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
社外役員	25,599	25,599	—	—	5

- ⑧ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[12,793,429]	【流動負債】	[1,963,102]
現金及び預金	7,851,015	支払手形及び買掛金	494,405
受取手形、売掛金及び契約資産	2,615,467	電子記録債務	95,939
電子記録債権	168,507	短期借入金	100,000
商品及び製品	181,220	1年内返済予定の長期借入金	19,814
仕掛品	1,031,651	未払法人税等	173,642
原材料及び貯蔵品	734,601	賞与引当金	172,747
前渡金	94,955	製品保証引当金	18,914
その他	116,124	契約負債	335,622
貸倒引当金	△114	その他	552,016
【固定資産】	[2,836,061]	【固定負債】	[244,101]
(有形固定資産)	(1,905,383)	長期借入金	167,752
建物及び構築物	728,453	繰延税金負債	33,055
機械装置及び運搬具	363,555	長期未払金	34,194
土地	722,733	その他	9,099
建設仮勘定	20,532	負債合計	2,207,203
その他	70,107	純資産の部	
(無形固定資産)	(20,110)	【株主資本】	[13,097,273]
その他	20,110	資本金	2,133,177
(投資その他の資産)	(910,567)	資本剰余金	2,569,524
投資有価証券	691,010	利益剰余金	9,564,929
繰延税金資産	190,086	自己株式	△1,170,357
その他	66,978	【その他の包括利益累計額】	[325,013]
貸倒引当金	△37,506	その他有価証券評価差額金	325,013
資産合計	15,629,490	純資産合計	13,422,286
		負債及び純資産合計	15,629,490

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,952,482
売上原価	6,081,135
売上総利益	2,871,346
販売費及び一般管理費	2,352,318
営業利益	519,027
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	20,558
助成金収入	41,926
雑収入	6,540
営業外費用	
支払利息	2,562
為替差損	1,276
支払補償費	4,418
シンジケートローン手数料	2,174
雑損	144
経常利益	577,496
特別利益	
固定資産売却益	163
特別損失	
固定資産除却損	2
事業整理損	23,704
税金等調整前当期純利益	553,953
法人税、住民税及び事業税	257,520
法人税等調整額	△118,146
当期純利益	414,578
親会社株主に帰属する当期純利益	414,578

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,099,706]	【流動負債】	[196,885]
現金及び預金	4,834,978	1年内返済予定の長期借入金	6,470
未収入金	258,293	未払金	53,554
その他	6,434	未払費用	3,211
		未払法人税等	113,839
【固定資産】	[3,062,439]	未払消費税等	9,004
(有形固定資産)	(778,586)	預り金	5,233
建物	219,564	賞与引当金	5,571
構築物	5,185	【固定負債】	[288,980]
工具器具及び備品	5,693	長期借入金	100,000
土地	548,142	長期未払金	21,114
(無形固定資産)	(4,422)	繰延税金負債	167,866
ソフトウェア	4,422	負債合計	485,865
(投資その他の資産)	(2,279,430)	純 資 産 の 部	
投資有価証券	691,010	【株主資本】	[7,351,265]
関係会社株	1,578,689	資本金	2,133,177
その他	9,730	資本剰余金	2,569,524
		資本準備金	2,563,867
		その他資本剰余金	5,657
		利益剰余金	3,818,921
		利益準備金	14,025
		その他利益剰余金	3,804,896
		繰越利益剰余金	3,804,896
		自己株式	△1,170,357
		【評価・換算差額等】	[325,013]
		その他有価証券評価差額金	325,013
資産合計	8,162,145	純資産合計	7,676,279
		負債及び純資産合計	8,162,145

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	373,717
営業費用	369,671
営業利益	4,045
営業外収益	
受取利息	270
受取配当金	144,697
受取賃貸料	41,308
雑収入	3,606
営業外費用	
支払利息	985
賃貸収入原価	37,855
シンジケートローン手数料	2,174
雑損失	42
経常利益	152,869
税引前当期純利益	152,869
法人税、住民税及び事業税	12,129
法人税等調整額	△4,278
当期純利益	145,018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 淵 誠
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役会の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、統括管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ヘリオス テクノ ホールディング株式会社	監査役会
常勤監査役	鬼塚達哉 ㊟
社外監査役	上道俊和 ㊟
社外監査役	四宮章夫 ㊟

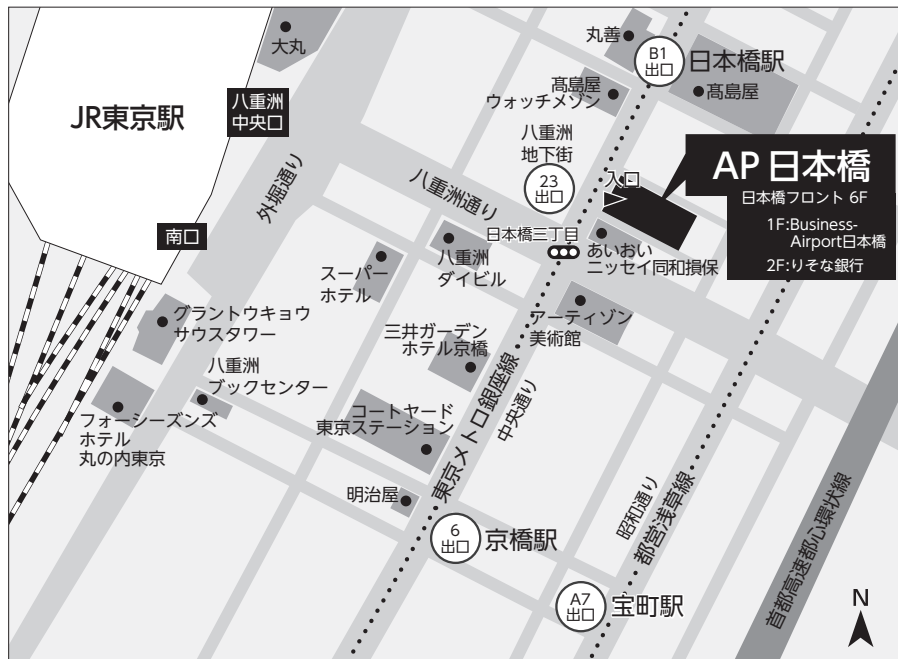
以 上

株主総会
会場ご案内図

会場

日本橋フロント 6F AP日本橋

東京都中央区日本橋3-6-2 ☎03-3273-3109



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線「日本橋駅」 B 1 出口より徒歩 2 分
- J R 「東京駅」 八重洲中央口より徒歩 5 分

※会場には駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご了承ください。

当日ご出席いただく株主の皆さまへ

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。